

バリ州観光税導入のお知らせ

バリ州政府は、バリ島に到着する外国人に対し観光税 Tourism Levy の支払いを課し、文化的遺産の保護／自然保護／観光地の環境整備に役立てるとしています。現在確認が取れている内容をご案内申し上げます。記載内容は今後予告なく変更となる場合があります。ご出発前に必ず最新情報を確認するようご注意ください。

課税発効日：2024年2月14日（同日以降にバリ島に到着する場合は対象）

対象者：バリ島を旅行するすべての外国人観光客

※年齢による課税除外はなし

※KITAS/KITAP、学生ビザ、ゴールデンビザ、商用ビザ所持者は免除対象一部の除外対象ビザ所持者で免除を希望する場合は事前申請が必要

徴収額：150,000 インドネシア・ルピア／人／回（約1,450円）

支払方法：

① 「Love Bali」でのオンライン支払い

■専用ウェブサイト <https://lovebali.baliprov.go.id/>

■スマートフォンアプリ

※ Google Play(Android版) [ダウンロード](#) App Store(iOS版) [ダウンロード](#)

クレジットカード（Visa、Master Card、American Express、JCB）、銀行振込、

バーチャルアカウント、QRIS が利用可能。（支払い手段により別途手数料が発生する可能性あり。）

支払い後、QRコード付きの支払証明「レヴィ・バウチャー（Levy voucher）」がメールで送信されます。

バリ島到着後、空港や観光地のチェックポイントでスマートフォン画面に映すか印刷したコードを係員が読み取り支払いを確認します。



② バリ島空港 国際線到着ロビーでのカウンターでお支払い

現地係員の指示に従ってください。

③ バリ島旅行中に「エンドポイント」（ホテル、旅行代理店、観光地）でお支払い

「Love Bali（ラブ・バリ）」システムを使用する方法です。

現金での支払いを求められた場合には詐欺の疑いがありますので、ご注意ください。

その他：外国人観光客が滞在中にバリ州以外へ渡航し再びバリ州内に戻って来た場合、

インドネシアを出国しておらずかつ支払いを証明できるものを所持していれば再支払いは不要とされています。

（例）成田～バリ島～ジョグジャカルタ～バリ島～成田 という旅程の場合、最初のバリ島の到着時のみ支払いが必要

今後非公式サイトが登場することが予想されますので、ご注意ください。

なお、観光税はインドネシア入国に必要な査証類とは異なります。

到着時に Visa on Arrival（到着ビザ）を取得される場合、そのビザ代金と観光税の支払いがそれぞれ必要です。

最新情報は[在デンパサール日本国総領事館ホームページ](#)や[専用ウェブサイト](#)をご覧ください。